放射線防護の民主化フォーラム

三春町での経験の継承

大河原さき

三春町で安定ヨウ素剤配布が可能になったのはなぜか？

①　独自の情報収集ができたこと

- 避難民との連絡員として三春町に緊急配置された大熊町の職員に、原子力災害対策についての知識があったため、公表されなかったSPEEDI情報に代わるノルウェーとオーストリアの気象研究機関の放射能拡散予測図を検索して原発爆発の状況を把握し、町の災害対策本部に提供した。

- 町民からの情報を採用した

　佐久間寛さんのR-DANの測定値の提供により、町は防災無線で「不要の外出を避け、雨よけ対策やマスクの着用」を呼びかけた。

・国際交流員ジーナさんの協力　NHKの海外向け放送から情報収集。

②　服用時期確定の共有ができたこと

- 福島第一原発から西に４５kmに位置し、UPZ（半径３０km）外の三春町では、原子力災害防災対策を策定していなかったため、安定ヨウ素剤に関する知識が全くなかった。
- 避難者から安定ヨウ素剤はいつ服用したらよいかと聞かれた保健師が気付いて、保健福祉課内で安定ヨウ素剤について検索し情報共有した。（**３月１３日**）
- 服用時期の確定に必要な、原発爆発の時間と状況、風向き、風速、雨や雪の降下に基づいて、放射性プルームが到達する前に服用すれば予防効果があることを知り、これらの情報を収集し配布を検討する。（**３月１４日**）

③　自治体本来の動きができたこと

- 地方自治体としての独立性と決定権を行使して、住民の命と健康を最優先に考え、安定ヨウ素剤を配布した。
- 国や福島県、町長の指示を待つのではなく、緊急の課長会議（１２課）を開き、安定ヨウ素剤配布の是非を検討した結果、副作用のリスクよりも、服用は町民の将来に必要だという結論に達し、徹夜で職員が配布、服用の準備を進めた。

（**３月１４日～１５日未明まで**）**１５日午後１時配布開始**。

- 住民自治組織（８地区の「まちづくり協会」）が避難者受け入れと、避難者と共同で避難所の運営を担ったため、行政職員がヨウ素剤配布を敢行できた。住民自治の土壌があった。
- 平成の大合併に加わらず、顔の見える規模の町であり続けたことも要因のひとつ。約1.7万人。

国と県の動き

３月	時間	原発の状況	国及び福島県	三春町
１１日	14:46	東北地方太平洋沖地震発生		
	15:30			三春町災害対策本部設置。町内に４か所の避難所を設営。
	19:03		原子力緊急事態宣言発令	
	20:50		福島県知事より福島第一原発から半径２キロ圏内の住民に避難指示。	
１２日	5:44		避難指示半径１０キロ圏内に拡大。	
	昼前			県警より三春町に避難者受け入れの要請が入る。この頃より富岡町や大熊町などから住民が自家用車で三春町に避難
	15:36	福島第一1号機建屋で爆発発生		
	18:25			避難指示が半径２０キロ圏内に拡大されたため、国道２８８号線を西に向かった富岡町、大熊町などの住民が自家用車や自衛隊の輸送車や大型バスで三春町に避難した。
				新たに８か所の避難所を設置し、約２０００人の避難者を受け入れたが、受け入れきれなかったため、三春町から郡山市へ受け入れ要請を行った。
	深夜		原子力安全委員会は、政府の原子力対策本部事務局医療班との間で、**毎分１万カウントを超えた人を除染し、ヨウ素剤を投与するという手順を確認した。**	避難者受け入れの混乱が落ち着いたのは、３月１３日の明け方近くとなった。

１３日	10:37		経産省から福島県にSPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の情報がFAXで送られる。しかし、すぐには公表されなかった。	
	10:40		上記指示を原子力安全委員会から政府の原子力災害対策本部にFAXで送ったが、このFAXを紛失したため、**原発が次々に爆発し、大量の放射能が拡散された最も重要な時期に安定ヨウ素剤の服用指示が出されなかった。**	三春町役場に大熊町と富岡町の職員が連絡責任者として常駐。大熊町職員は原発事故や放射線の知識を基に、情報を収集し三春町に提供。
			福島県は爆発のたびに現地対策本部に問い合わせたが指示がなかったため、各自治体に服用指示を出さなかった。知事が判断するのは政府の災害対策本部が立ち上がる前と解釈し、指示を出さなかった。	１２日から保健師や三春病院医師チームが避難所を巡回し、避難自治体が希望する避難者に「安定ヨウ素剤」を配布しているのを確認する。保健師を中心にヨウ素剤の情報収集を開始する。
				町民の佐久間寛さんより、チェルノブイリ原発事故後に購入した放射能計測器（R-DAN）が高い測定値を示していると通報があり、町の防災行政無線で「不要の外出を避け、雨対策やマスクの着用」を注意喚起する。
３月	時間	原発の状況	国及び福島県	三春町
	11:01	福島第一３号機建屋で爆発	町は県に放射線量のデータを求めるが「わからない」との回答。	
				三春町は安定ヨウ素剤の配布の検討を開始する。福島県が安定ヨウ素剤４０万錠を確保していることを確認。

１４日	15:00		県は三春町の問い合わせに対して「数がわかって取りに来るなら渡す」と。	町職員が４０歳未満の町民７２４８人、３３０３世帯分を、県災害対策本部に受け取りに行く。
				１５日の気象予報は、北風から東風に変わり雨の予報。 役場屋上に風向きを知るための吹き流しを設置する。
	22:00			緊急の課長（12人）会議を招集し、安定ヨウ素剤配布の是非について検討する。不安を大きくする、正しい情報を得てからなどの反対意見もあったが、副作用のリスクはあってもそれ以上の効果があり町民の将来につながると、配布することを決断した。不足している子ども用の錠剤を県に取りに行き、配布の準備作業を徹夜で完了する。
１５日	6:12	福島第一原発4号機建屋で爆発 同日2号機格納容器破損。	経産省から福島県にSPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の情報がメールで送られたが、86枚のうち65枚のデータを紛失。	
	8:00	東海村で通常の１００倍の放射線量を確認。		
	9:00			沢石に追加設置した吹き流しは東風を指し、午後から雨の予報。 午後から安定ヨウ素剤の配布と服用の指示を町長が決裁。 配布文書表面「町民の皆さまへ」裏面「服用の手引き」を各地区区長を招集して各戸配布を依頼する。区長から組長へ組長から各戸へ。留守宅には区長が何度も足を運んだ。

１６日	13:00			**防災無線で安定ヨウ素剤の配布服用を広報して、町内８か所の施設で看護師や保健師を配置し、説明を行いながら服用を指示する。対象３３０３世帯中３１３４世帯に配布。** 服用による重篤な副作用の症状が出た町民はいなかった。
	16:00		福島県の地域医療課より三春町に「誰の指示で配っているんだ」と電話があり、町の判断だと答えたが、医師の立ち合いが必要だと言われた。マニュアルには医療関係者の立ち合いとあるので、保健師や看護師でも問題ないと答えた。「回収命令を出す」というので、既に服用している人もいるので不可能だと答える。 この電話の後、同じ課の別の人から電話があり、「返す必要はないが、配った時の状況を教えてほしい。今後もし避難する必要が出てきたら、再度ヨウ素剤を渡すと。	
	18:00			**三春町　安定ヨウ素剤の配布終了**
１７日			厚生労働省災害対策本部より三春町に電話があり、配った状況を聞かせてほしいとのことで、勝手に配って罪に問われるのかを尋ねたところ、混乱した状態の中で何ができたのか知りたいとの趣旨だと。	
１８日			厚生労働省災害対策本部より「安定ヨウ素剤投与の場合は医療関係者の立会いのもとで行われるべき」という連絡事務がある。医師の立会いのもとでとは書かれてはおらず、三春町の対応を追認した形となった。	

国の対応

３月１３日未明

- 原子力安全委員会は、政府の原子力対策本部事務局医療班との間で、10000cpm（毎分１万カウント）を超えた人を除染し、ヨウ素剤を投与するという手順を確認した。

３月１３日午前１０時４０分

- 上記指示を、原子力安全委員会から政府の原子力災害対策本部にFAXで送ったが、対策本部がこのFAXを紛失したため、原発が次々に爆発し大量の放射能が拡散された最も重要な時期に、安定ヨウ素剤の服用指示が出されなかった。

福島県の対応

３月１３日

- 福島県は爆発のたびに現地対策本部に問い合わせたが指示がなかったため、各自治体に服用指示を出さなかった。知事が判断するのは政府の災害対策本部が立ち上がる前までと解釈していたため。

３月１４日

- 県はスクリーニングで、13,000～10 万cpmで拭き取り除染、10万cpm以上で全身除染とすることにして運用を開始。安定ヨウ素剤服用や再検査やその後の詳細測定が省略され、記録も残されない状況になつた。

３月１５日午後４時

- 県の地域医療課より三春町に「誰の指示で配っているんだ」「医師の立ち合いが必要だ」と電話あり。三春町が医療関係者であれば、保健師や看護師でも問題ないと答えたところ「回収命令を出す」と言う。既に服用している人もいるので不可能だと答える。

安定ヨウ素剤配布にあたって

- 三春町では約６０％が安定ヨウ素剤を服用したとされているが、県民健康調査甲状腺検査の先行検査で、１名が小児甲状腺がんに罹患していることが判明。

  個人情報保護法により安定ヨウ素剤を服用したかどうかの確認はできていない。

- 甲状腺被曝防護のために安定ヨウ素剤を服用するという事前の説明と理解がなければ、服用をためらう人が多いため、事前に説明のうえ個別配布しておくのが最善の方法である。

- 2024年6月　内閣府の防災基本計画修正新旧対照表　第 12 編 原子力災害対策編　ｐ３５

「地方公共団体は、ＵＰＺにおいても、ＰＡＺ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のあ る地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、自らの判断で、平常時に事前配布を行うことができるものとする。」

（新設） 地方公共団体は、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。

→原子力規制庁のガイドラインを反映した

まとめ

- 放射性プルームの拡散は原発から30キロ圏内にとどまらないことは福島原発事故で証明された。

三春町だから安定ヨウ素剤配布ができたのではなく、他の自治体も三 春町のように住民の命と健康を最優先に考えて、国や県の指示待ちではない自立的な防災対策を取ればでき得る。

- 福島県は安定ヨウ素剤の十分な備蓄がありながら配布しなかったことの説明と謝罪がない。このことと小児甲状腺がんが多発していることの関連性について、科学的に検証する責任がある。
- 国や福島県が放射能拡散や汚染に関する情報を公開しなかったため、多くの混乱と被ばくがもたらされた。私たちは原発爆発事故が起きれば、国や県は正しい情報を公開しないということを学んだ。このことからもたらされる教訓は、原発事故による放射線被ばくを未然に防ぐためには、原発の再稼働はしてはならないということである。

東北電力女川原発2号機再稼働は、
福島原発事故の教訓を蔑ろにするもの。

再稼働のニュースが聞こえて
心臓が脳が身体が地団駄を踏む

三原由起子

福島県浪江町出身の歌人
歌集「ふるさとは赤」より